

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	9	府省庁名	農林水産省												
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）														
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（農業協同組合等関係）														
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限の2年延長 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業協同組合、同連合会及び農林中央金庫が貸倒引当金を繰り入れる場合 ・特例措置の内容 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、農業協同組合については、さらに法定繰入率の12%増しとすることができる。 (法定繰入率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>法定繰入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸・小売業</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>8/1000</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>3/1000</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>13/1000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6/1000</td> </tr> </tbody> </table>			業種	法定繰入率	卸・小売業	10/1000	製造業	8/1000	金融・保険業	3/1000	割賦販売小売業	13/1000	その他	6/1000
業種	法定繰入率														
卸・小売業	10/1000														
製造業	8/1000														
金融・保険業	3/1000														
割賦販売小売業	13/1000														
その他	6/1000														
関係条文	租税特別措置法第57条の9第3項、第68条の59第3項 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4														
減収見込額	[初年度] ー (▲940)	[平年度] ー (▲940)	(単位：百万円)												
要望理由	<p>1) 政策目的 天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性や、農協による農産物の買取販売の拡大を通じた農業者の所得向上を目指す必要性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付や農産物の買取販売の拡大に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能等の維持・強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業・農村分野の融資については、自然条件、疫病等の影響を受けやすく、また、生産サイクルが長く、収益性も低いといった特性を有しており、リスク評価が難しい。加えて、地域の営農類型が同種の場合が多い中で、協同組合の地区に限られていることから、貸倒れが年度間で不均衡に発生する。 このため、銀行等他業態が十分対応しない農業・農村分野における金融機能を担っていくためには、本措置により農協の財務基盤を高めることによって融資に係るリスク担保力を強化する必要がある。 また、農産物の販売について、農産物の有利販売を進め、農家の所得向上を行うため、これまでの委託販売から、農協自らがリスクを取る買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大することとしているが、適切なリスク管理を行うとともに、本措置により農協の財務基盤を高めることによって買取販売に係るリスク担保力を強化する必要がある。</p>														
本要望に対応する縮減案	ー														

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>														
	政策の達成目標	農協等の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図るとともに、農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る。														
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>平成31年3月31日（2年間）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>農協等の財務基盤を高めることにより融資及び農産物の買取販売に係るリスク担保力を強化し、意欲ある多様な農業者に対する資金調達の円滑化及び農業所得の向上を図る。</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年3月31日（2年間）	同上の期間中の達成目標	農協等の財務基盤を高めることにより融資及び農産物の買取販売に係るリスク担保力を強化し、意欲ある多様な農業者に対する資金調達の円滑化及び農業所得の向上を図る。											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年3月31日（2年間）														
同上の期間中の達成目標	農協等の財務基盤を高めることにより融資及び農産物の買取販売に係るリスク担保力を強化し、意欲ある多様な農業者に対する資金調達の円滑化及び農業所得の向上を図る。															
政策目標の達成状況	<p>農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られている。</p> <p><農業者に対する貸出残高の推移>（単位：億円、％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>212,415(100)</td> <td>181,577(85)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>213,492(100)</td> <td>182,475(85)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>212,210(100)</td> <td>180,408(85)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※データは、農林中央金庫調べ（日銀Webサイトデータを基にした農林漁業金融統計より）。なお、合計については、農協系統数値に他業態農業・林業貸出金を加えたもの。括弧は構成割合を示している。</p>	年度	合計		農協系統		H24	212,415(100)	181,577(85)	H25	213,492(100)	182,475(85)	H26	212,210(100)	180,408(85)	
年度	合計															
	農協系統															
H24	212,415(100)	181,577(85)														
H25	213,492(100)	182,475(85)														
H26	212,210(100)	180,408(85)														
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> <th>H30 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>684</td> <td>669</td> <td>655</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去3年間の実績を元に推計</p>	年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	適用件数	731	714	692	684	669	655
	年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)									
適用件数	731	714	692	684	669	655										
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>農業は、1年1作が多い中で、天候や疫病等の影響を受け易いこと、組合の地区が限られている中で、野菜、畜産等特定の営農に集中していることが多いことから、災害の発生や農産物価格、資材価格の変動により貸倒れの発生が特定の年に集中し易く、平均的に発生しない。</p> <p>また、自己資本の充実は、農家組合員からの出資金の受入れのほかは内部留保の積上げによらざるを得ないという協同組合としての特性を有している。</p> <p>このような中で、本税制特別措置がない場合は、融資や農産物の買取販売に慎重になり、または貸倒れが発生した場合の資本の減少により農業者に対する円滑な資金の供給や農産物の販売に影響が生ずるおそれがあるが、本税制特別措置による財務基盤の強化により、リスク負担力が強化され融資等が円滑になっている。</p>															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし														
	要望の措置の妥当性	—														
ページ		9—2														

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：件、百万円)					
	年度	H23	H24	H25	H26	H27
	適用件数	749	717	731	714	692
	適用額	16,092	13,420	13,312	12,922	12,583

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業等の貸倒引当金の特例</p> <p>57の10 単体法人 8,800件 462,233百万円 68の59 連結法人 8件 1,326百万円 (数値は特例適用業種全体の適用件数・適用総額。)</p> <p>適用件数・適用額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農業協同組合を特定することが困難であることから、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫に対して独自に調査を実施。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査について報告を行っている。</p>
--	---

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>農協等の金融機関に対しては自己資本比率規制(貸出金等の資産に対し8%)があり、一般的に100億円の貸出を行っているとする3千万円(法定繰入率3/1000を適用している場合)の一般貸倒引当金を含む8億円の自己資本が必要となる。</p> <p>本特例措置により、貸倒引当金を12%増し、すなわち360万円(3千万円×0.12)多く積み立てることにより、4千500万円(360万円÷0.08)の融資余力が生まれることとなり、減税額68万円(360万円×19%)に比較し大きな効果が期待できる。</p>
-----------------------------	--

前回要望時の達成目標	<p>農業協同組合の財務基盤を高め融資に係るリスク担保力を強化し、担い手への金融支援をはじめとする農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p>
------------	--

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>銀行等が農業者向け融資残高を減らす中で農協による貸出残高は維持されるなど、金融機能が維持されたが、ここに来て、生産資材の高騰等により農家経営が厳しさを増しており、農協系統による運転資金の供給等、安定的な金融支援の必要性は高まっている。</p>
-----------------------------	--

これまでの要望経緯	<p>平成21年度 特例の2年延長 平成23年度 特例の1年延長 平成24年度 特例の3年延長(割増率:16%→12%) 平成27年度 特例の2年延長</p>
-----------	--